

# 東南アジア史学会報 No.39

昭和58年10月

## 会長代行藤原利一郎氏の選出経過

昭和56年12月第9代東南アジア史学会会長に就任した鈴木中正氏の急逝により会長職が空白となつたため、その善後策について、6月4日京都で臨時委員会が開かれた。そこでは、まず庶務より鈴木会長逝去までの経過報告が行なわれ、その後、この件のみならず、今後何らかの事情で現職会長に職責遂行不可能という事態が発生した場合も含め、広く討議された。その結果、副会長職を持たない本学会の役員組織にも鑑み、今後もしそのような事態に立ち至った場合は、前会長がこれを代行するということで委員会の一致をみた。そこで、翌5日の東南アジア史学会総会でこの委員会案が諮られ、全会一致で本案は決議された。従って今回の残任期間、昭和58年3月26日より昭和58年度秋季大会での会員総会時までは、前会長の大谷大学教授藤原利一郎氏にお願いすることになり氏の諒承を得た。なお事務局はこれまで通り愛知大学文学部東洋史研究室に置かれる。

(文責 伊東利勝)

## 研究大会報告

第29回東南アジア史学会春季大会は、昭和58年6月4日(土)、5日(日)の両日京都会館会議場で開催されました。4日は午後1時30分よりシンポジウムが、5日は自由研究発表が行なわれ、白熱した議論が展開されました。今回は、自由研究の発表希望者が特に多く、今後研究大会の発展が期待されます。大会での報告要旨は以下の通りです。

### 〈シンポジウム〉 20世紀東南アジアにおける官僚制の変容と展開

#### 趣旨説明

土屋健治

1870年から1910年に至る期間は、東南アジア各地域において植民地の領域設定が、全面的かつ最終的に終了した時期である。何れの権力にも帰属しない空白部分が消滅し、東南アジアの全域が明確な「国境線」によって区分されるに至る。こうして、各領域内においては(植民地国家であれタイ王国であれ)、支配を実効化するために、センターとサブ・センターを結び付け、領域の全域がセンターに収斂するネットワークが必要とされるに至る。官僚制はこのネットワークの収斂性を保証する支柱であり、官僚制の創出なし再編が各々の地域で顕著に認められるようになる。

20世紀東南アジアの官僚制をみていく上でのいくつかのポイントをあげると、第一は、

官僚機構の制度的側面である。機構と登用・昇進のシステム、および、官僚調達システムとしての教育制度がこれにかかわる。第二は官僚層のsocial backgroundにかかわる側面である。一般的には、「出自」から「ディプロマ」へという調達基準の変化が認められるが、それが、官僚層のsocial backgroundの変容をどのようにたらしたのか否かというポイントである。第三は、新しい官僚制のネットワークの創出および官僚層の輩出にともなう文化的側面である。調達基準の変化は、secularizationとして捉えることができるものの、その内容は、「文書」と「オフィス」にかかわる世界の創出、生活スタイル(服装、食事、住居、等)の変化、言語状況の変化(二重言

語状況の現出・恒常化)等を含んで成立している。第四は、(植民地)官僚層とナショナリスト・リーダーとの関係である。ともに、二重言語状況の中で生み出されながら、一方は「制度」を担い、一方は「対抗制度」を創出しようとする状況が、ここでのポイントである。

こころみにあげたこれらのポイントが、地域と時代によってどのような特性を示すのか、

## 報告1 ベトナム

19世紀初頭に西山朝を倒して成立した阮朝<sup>タイソン</sup>は、明命帝(在位1820-40)期に至って清朝<sup>ゲエン</sup>の諸制度を模した中央集権的独裁政治をほぼ完成させる。この朝廷の権力は「臣民」一人ひとりに直接及んだのではなく社(村落)<sup>シマソ</sup>における豪強層<sup>ザー</sup>の村落寡頭支配を容認した上で、それを基礎に社を地方行政組織の末端に組み入れることによって全国を掌握していた。

科挙制度によって登用され、正従九品の官位にランク付けされた官僚層は、六部制度をとる中央の朝廷および省・府・州・県などの地方行政・司法組織に配置されて、朝廷の権力の執行に当った。

1858年のダナン攻撃に始まるフランスの侵略は、1862年に南部6省のうち東3省、67年に西3省の領有権を得て「コーチシナ」を領有し、北部・中部に対しては1883, 84年の条約で「保護権」を確立、1887年には「仏領インドシナ連邦」を成立させる。

ベトナムを分割支配するフランスは、中部で阮王朝の朝廷以下すべての官僚機構を温存し、利用するほか、北部でも省以下の地方行政・司法組織と官僚制を温存する。また、村落レベルでの有力者の寡頭支配も残され、官

という比較を行なうことによって、東南アジアの20世紀前半の状況を考察するところに、このシンポジウムの趣旨がある。これは、また、東南アジア史における「連続」と「断絶」の問題、ないし、「20世紀の政治的・文化的変容」の問題等、すでに、シンポジウムでとりあげられたテーマとも、関連性をもつものである。

## 北川 元

僚・地主層はフランスへの協力とひきかえに大幅な特権を認められる。

儒教の教育を受け、科挙に合格して官界入りを果たす官僚に加え、新たにフランス式教育を受けた官僚層も育成され、1919年科挙廃止以後は、フランス語とフランス式教育を受けた者のみが官僚になるが、官僚制度そのものは南部を除き旧態依然とした制度が残され、1932年に至って初めてバオダイ帝による手直しが加えられる。

一方、重税と米の輸出を中心とする植民地経営の結果、従来の小規模自作農を主体とする農村経済に大きな変動が生じ、階層分化が進行し、農村人口の約7割が小作・半小作農に転落する一方で、一握りの大地主が出現する。大地主が、その経済力に物を言わせて官職を手に入れ、逆に官僚はその特権を利用して土地入手することによって、これらの特権階層は一体化してゆく。

こうして、20世紀ベトナムにおける官僚層は、フランスの植民地支配の下で、腐朽性と寄生性を強めてゆく。

阮朝以来存続した官僚制は、1945年の八月革命によってピリオドを打たれる。

## 報告2 タイ

### タイのエリート官僚、1892~1945年

#### 市川 健二郎

い旧エリート層の姻戚となり貴族称号を得たが、10年代以後は金融、貿易業へ進出し、やがて高級官僚と結び軍事産業開発の実業家へと脱皮した。彼ら財界人と新エリート層との

語状況の現出・恒常化)等を含んで成立している。第四は、(植民地)官僚層とナショナリスト・リーダーとの関係である。ともに、二重言語状況の中で生み出されながら、一方は「制度」を担い、一方は「対抗制度」を創出しようとする状況が、ここでのポイントである。

こころみにあげたこれらのポイントが、地域と時代によってどのような特性を示すのか、

## 報告1 ベトナム

19世紀初頭に西山朝を倒して成立した阮朝<sup>タイソン</sup>は、明命帝(在位1820-40)期に至って清朝<sup>グエン</sup>の諸制度を模した中央集権的独裁政治をほぼ完成させる。この朝廷の権力は「臣民」一人ひとりに直接及んだのではなく社(村落)<sup>シマーン</sup>における豪強層<sup>チー</sup>の村落寡頭支配を容認した上で、それを基礎に社を地方行政組織の末端に組み入れることによって全国を掌握していた。

科挙制度によって登用され、正従九品の官位にランク付けされた官僚層は、六部制度をとる中央の朝廷および省・府・州・県などの地方行政・司法組織に配置されて、朝廷の権力の執行に当った。

1858年のダナン攻撃に始まるフランスの侵略は、1862年に南部6省のうち東3省、67年に西3省の領有権を得て「コーチシナ」を領有し、北部・中部に対しては1883, 84年の条約で「保護権」を確立、1887年には「仏領インドシナ連邦」を成立させる。

ベトナムを分割支配するフランスは、中部で阮王朝の朝廷以下すべての官僚機構を温存し、利用するほか、北部でも省以下の地方行政・司法組織と官僚制を温存する。また、村落レベルでの有力者の寡頭支配も残され、官

という比較を行なうことによって、東南アジアの20世紀前半の状況を考察するところに、このシンポジウムの趣旨がある。これは、また、東南アジア史における「連続」と「断絶」の問題、ないし、「20世紀の政治的・文化的変容」の問題等、すでに、シンポジウムでとりあげられたテーマとも、関連性をもつものである。

## 北川 元

僚・地主層はフランスへの協力とひきかえに大幅な特権を認められる。

儒教の教育を受け、科挙に合格して官界入りを果たす官僚に加え、新たにフランス式教育を受けた官僚層も育成され、1919年科挙廃止以後は、フランス語とフランス式教育を受けた者のみが官僚になるが、官僚制度そのものは南部を除き旧態依然とした制度が残され、1932年に至って初めてバオダイ帝による手直しが加えられる。

一方、重税と米の輸出を中心とする植民地経営の結果、従来の小規模自作農を主体とする農村経済に大きな変動が生じ、階層分化が進行し、農村人口の約7割が小作・半小作農に転落する一方で、一握りの大地主が出現する。大地主が、その経済力に物を言わせて官職を手に入れ、逆に官僚はその特権を利用して土地を入手することによって、これらの特権階層は一体化してゆく。

こうして、20世紀ベトナムにおける官僚層は、フランスの植民地支配の下で、腐朽性と寄生性を強めてゆく。

阮朝以来存続した官僚制は、1945年の八月革命によってピリオドを打たれる。

## 報告2 タイ

### タイのエリート官僚、1892~1945年

#### 市川 健二郎

い旧エリート層の姻戚となり貴族称号を得たが、10年代以後は金融、貿易業へ進出し、やがて高級官僚と結び軍事産業開発の実業家へと脱皮した。彼ら財界人と新エリート層との

語状況の現出・恒常化)等を含んで成立している。第四は、(植民地)官僚層とナショナリスト・リーダーとの関係である。ともに、二重言語状況の中で生み出されながら、一方は「制度」を担い、一方は「対抗制度」を創出しようとする状況が、ここでのポイントである。

こころみにあげたこれらのポイントが、地域と時代によってどのような特性を示すのか、

## 報告1 ベトナム

19世紀初頭に西山朝を倒して成立した阮朝<sup>タイソン</sup>は、明命帝(在位1820-40)期に至って清朝<sup>ゲエン</sup>の諸制度を模した中央集権的独裁政治をほぼ完成させる。この朝廷の権力は「臣民」一人ひとりに直接及んだのではなく社(村落)<sup>シマソ</sup>における豪強層<sup>ザー</sup>の村落寡頭支配を容認した上で、それを基礎に社を地方行政組織の末端に組み入れることによって全国を掌握していた。

科挙制度によって登用され、正従九品の官位にランク付けされた官僚層は、六部制度をとる中央の朝廷および省・府・州・県などの地方行政・司法組織に配置されて、朝廷の権力の執行に当った。

1858年のダナン攻撃に始まるフランスの侵略は、1862年に南部6省のうち東3省、67年に西3省の領有権を得て「コーチシナ」を領有し、北部・中部に対しては1883, 84年の条約で「保護権」を確立、1887年には「仏領インドシナ連邦」を成立させる。

ベトナムを分割支配するフランスは、中部で阮王朝の朝廷以下すべての官僚機構を温存し、利用するほか、北部でも省以下の地方行政・司法組織と官僚制を温存する。また、村落レベルでの有力者の寡頭支配も残され、官

という比較を行なうことによって、東南アジアの20世紀前半の状況を考察するところに、このシンポジウムの趣旨がある。これは、また、東南アジア史における「連続」と「断絶」の問題、ないし、「20世紀の政治的・文化的変容」の問題等、すでに、シンポジウムでとりあげられたテーマとも、関連性をもつものである。

## 北川 元

僚・地主層はフランスへの協力とひきかえに大幅な特権を認められる。

儒教の教育を受け、科挙に合格して官界入りを果たす官僚に加え、新たにフランス式教育を受けた官僚層も育成され、1919年科挙廃止以後は、フランス語とフランス式教育を受けた者のみが官僚になるが、官僚制度そのものは南部を除き旧態依然とした制度が残され、1932年に至って初めてバオダイ帝による手直しが加えられる。

一方、重税と米の輸出を中心とする植民地経営の結果、従来の小規模自作農を主体とする農村経済に大きな変動が生じ、階層分化が進行し、農村人口の約7割が小作・半小作農に転落する一方で、一握りの大地主が出現する。大地主が、その経済力に物を言わせて官職を手に入れ、逆に官僚はその特権を利用して土地入手することによって、これらの特権階層は一体化してゆく。

こうして、20世紀ベトナムにおける官僚層は、フランスの植民地支配の下で、腐朽性と寄生性を強めてゆく。

阮朝以来存続した官僚制は、1945年の八月革命によってピリオドを打たれる。

## 報告2 タイ

### タイのエリート官僚、1892~1945年

#### 市川 健二郎

い旧エリート層の姻戚となり貴族称号を得たが、10年代以後は金融、貿易業へ進出し、やがて高級官僚と結び軍事産業開発の実業家へと脱皮した。彼ら財界人と新エリート層との

姻戚、派閥関係の実態は何か。公私混こうの癒着関係、贈収賄の慣行、上司との温情と忠誠の間柄、縁故関係等は伝統的な領主や主人への寄進や仏寺への布施によって得る功徳の価値観と相通するものがある。

中央官庁制度が発足した1892年当時は新官庁と王宮や王族私邸との間で公私の区別が不明で、内相ダムロン親王は国王と同様に私邸で公務を決済し、また地税徵収権を内務省に一括しその2割余を大蔵省へ納めていた。大蔵省が国税徵収を一本化し同時に紙幣を発行し給与体制を整備したのは20世紀に入ってからである。地方行政では中部タイと他地方との行政の接点として約20州を配置したが、交通通信網の未開発地方では自給自足経済がつづき、地方領邦主中心の伝統的生活圏を国民国家へと統合し領主の従僕を地方行政官僚へと発想転換させるには長年月を要した。

1914年にラーマ6世は『東洋のユダヤ商人』を著して反華商の民族主義の建前を唱えたが、王室財政の赤字を救った92名の華商に貴族称号を与えるという本音との両面を使いわけた。華商は1908年中華総商会、華商銀行、翌年米商公会を創設して伝統的な秘密結社を中心のアヘン等の徵税請負い業から脱脚し、中華民国の成立、第一次大戦の米、錫、ゴムのブームに乗じて精米、輸出、船舶、保険、金融の諸業種へ多角經營に乗り出した。10年代には政官界の銀行預金が普及し、また新エリート層も育った。平民の学校教育が進み、中には王室奨学生や陸海軍や法務省の派遣生となって留学し、欧米の異文明を体験して帰国後に立憲革命の担い手となる者が現われた。

### 報告3 インドネシア

#### ジャワの「新官僚」—20世紀前半のブパティー

深見純生

1870年代前後の諸改革によって、ジャワの原住民官吏の主な収入源は職田や夫役などの封建的収奪から、政府から与えられる給料に変わり、またブパティー（県長）を頂点とする原住民官吏の中心的ヒエラルキーが確定した。即ち植民地原住民官僚制の「容器」が完成した。その「中身」のその後の変化と性格をブ

革命指導者の武官、文官と民間人の出自は准王族、貴族官僚、中級官僚、富裕商人など財力のある家庭が多かった。

32年革命集団となった人民党は政党や政策集団ではなく、党内には経済不況や人員整理の嵐の中で政変期待の各派閥間の思惑がからんでいた。その結果、王族や高級官僚を追放して入手した新官僚のイスに固執し、政治革命後の経済社会改革政策に背を向けた新エリートが現われたのは当然の成行きだった。選挙による政党政治は絵に描いたモチにすぎず、人民党系派閥の上意下達政治は軍人政治への途を歩み、38年にはピブン元帥の長期安定政権が実現する。一方、地方行政官の人選と任命は中央の人事院が管轄したが、実際には各地方官庁からの推薦者を任命し縁故関係が残存していた。郡役人は怖い「お上の人」だという印象がタイ文学作品に描かれているが、民衆は公社や組合金庫から拝借するよりも親類や村人から借金し、また華商の青田買いに依存した。

戦時中の国民信条や外国人就業制限令等の国民精神運動の建前と政官界進出の高給武官や華人系実業家による公営軍事企業の金権癒着の本音とが表裏一体となって並存し、やがて戦後の在郷軍人会と華人系銀行のシンジケートへと展開する。プレム大将が率いる現政権が抱えている悩みも軍人政治家と華人系財界人が官僚の金と力を握っている実態と政党政治の理想との力の均衡の問題であり、それは今も昔も変わらないタイ官僚の社会的背景を物語っている。

パティを中心に見ていくと次の6点を指摘する。

①官吏になるトレーニングはニューウィタ（屋敷奉公、行儀見習）とマガン（無給の見習、待業期間）から学校教育に変わり、ブパティーは「ジャワ的支配者」から、大学レベルの学歴が要求される高学歴化した、オランダ

姻戚、派閥関係の実態は何か。公私混こうの癒着関係、贈収賄の慣行、上司との温情と忠誠の間柄、縁故関係等は伝統的な領主や主人への寄進や仏寺への布施によって得る功徳の価値観と相通するものがある。

中央官庁制度が発足した1892年当時は新官庁と王宮や王族私邸との間で公私の区別が不明で、内相ダムロン親王は国王と同様に私邸で公務を決済し、また地税徵収権を内務省に一括しその2割余を大蔵省へ納めていた。大蔵省が国税徵収を一本化し同時に紙幣を発行し給与体制を整備したのは20世紀に入ってからである。地方行政では中部タイと他地方との行政の接点として約20州を配置したが、交通通信網の未開発地方では自給自足経済がつづき、地方領邦主中心の伝統的生活圏を国民国家へと統合し領主の従僕を地方行政官僚へと発想転換させるには長年月を要した。

1914年にラーマ6世は『東洋のユダヤ商人』を著して反華商の民族主義の建前を唱えたが、王室財政の赤字を救った92名の華商に貴族称号を与えるという本音との両面を使いわけた。華商は1908年中華総商会、華商銀行、翌年米商公会を創設して伝統的な秘密結社を中心のアヘン等の徵税請負い業から脱脚し、中華民国の成立、第一次大戦の米、錫、ゴムのブームに乗じて精米、輸出、船舶、保険、金融の諸業種へ多角經營に乗り出した。10年代には政官界の銀行預金が普及し、また新エリート層も育った。平民の学校教育が進み、中には王室奨学生や陸海軍や法務省の派遣生となって留学し、欧米の異文明を体験して帰国後に立憲革命の担い手となる者が現われた。

### 報告3 インドネシア

#### ジャワの「新官僚」—20世紀前半のブパティー

深見純生

1870年代前後の諸改革によって、ジャワの原住民官吏の主な収入源は職田や夫役などの封建的収奪から、政府から与えられる給料に変わり、またブパティー（県長）を頂点とする原住民官吏の中心的ヒエラルキーが確定した。即ち植民地原住民官僚制の「容器」が完成した。その「中身」のその後の変化と性格をブ

革命指導者の武官、文官と民間人の出自は准王族、貴族官僚、中級官僚、富裕商人など財力のある家庭が多かった。

32年革命集団となった人民党は政党や政策集団ではなく、党内には経済不況や人員整理の嵐の中で政変期待の各派閥間の思惑がからんでいた。その結果、王族や高級官僚を追放して入手した新官僚のイスに固執し、政治革命後の経済社会改革政策に背を向けた新エリートが現われたのは当然の成行きだった。選挙による政党政治は絵に描いたモチにすぎず、人民党系派閥の上意下達政治は軍人政治への途を歩み、38年にはピブン元帥の長期安定政権が実現する。一方、地方行政官の人選と任命は中央の人事院が管轄したが、実際には各地方官庁からの推薦者を任命し縁故関係が残存していた。郡役人は怖い「お上の人」だという印象がタイ文学作品に描かれているが、民衆は公社や組合金庫から拝借するよりも親類や村人から借金し、また華商の青田買いに依存した。

戦時中の国民信条や外国人就業制限令等の国民精神運動の建前と政官界進出の高給武官や華人系実業家による公営軍事企業の金権癒着の本音とが表裏一体となって並存し、やがて戦後の在郷軍人会と華人系銀行のシンジケートへと展開する。プレム大将が率いる現政権が抱えている悩みも軍人政治家と華人系財界人が官僚の金と力を握っている実態と政党政治の理想との力の均衡の問題であり、それは今も昔も変わらないタイ官僚の社会的背景を物語っている。

パティを中心に見ていくと次の6点を指摘する。

①官吏になるトレーニングはニューウィタ（屋敷奉公、行儀見習）とマガン（無給の見習、待業期間）から学校教育に変わり、ブパティーは「ジャワ的支配者」から、大学レベルの学歴が要求される高学歴化した、オランダ

化した官吏になっていった。

②しかしブパティは同時に volkshoofd(人民の首長)であり続けることがオランダによって強制され、ブパティ位世襲原則が保持された。

③オランダは、人民はブパティに忠誠であり、ブパティはオランダに忠誠であるという二重の虚構の上に立って、遅れたインドネシアの発展という植民地支配正当化原理の実践においてブパティに要の位置を与えた。

④したがって、独立を主張し、volksleider(人民の指導者)を自称する民族主義者に対

しては、ブパティは単なる官吏ではなく、いわば political chief であることを強いられた。

⑤他方、権力機構内部における彼らの比重は、脱後見政策などオランダの言う自治政策にもかかわらず、低下し、彼らはオランダへの従属を深めた。

⑥とは言え、原住民官吏は突出した高学歴集団であり、また、本質的内容に欠けるものであったとしても、行政と議会という近代国家の運営の方法に通じている唯一の集団であった。

## 《自由研究発表》

### バリ島のテンガナン — その儀礼的空間

先回の報告(『形態と象徴』—バリ島における集落プランの研究, 於慶大)においてテンガナンの Woondorf プランについての言及は充分ではなかった。本発表では通説をふまえつつ、現段階であきらかにしえた諸点について報告した。

【資料】現地調査データおよびKorn, V, E (1932)・Udayana 大(1973)による民族誌的研究の成果

【分析結果の概要】① Tenganan Pegring-singan 優習村( Bali 島東部)域内に他村の飛地・共用地あり。Woondorf は Pandek 川左岸の段丘上にあり、Pasedahan 村との村境に接する。本村は Mangis 郡内外の諸集落との間で複雑な寺院システムを形成する。祭祀センターである Bale Agung に関しては、近隣の三ヶ村( Pekarangan·Kastela·Ngis )にまたがる勢力圏をもっている。以上の事から本村の独立性を主張することは失当といえよう。

② 優習村の村落祭祀は Sanghyang 階層に属する Mangku を中心に営なまれているが、月例祭 Upacara Sasih の中には外来系住民 Wong Angendog ( Pandes · Pasek · Bendesa 階層 ) と觀念された Pande ( 不在 ) 、 Bendesa が司祭をつとめるもの( 11 · 12 月例祭 ) がある。世俗的な面では Pasek ( Ngis 村出身者に限られる ) が Mangku と並び 優

小川都弘

習村における村役の主席にランクづけられている。

③かかる異文合体の様相は Woondorf の形態にも顕現している。すなわち、これを構成する三つの Banjar のうち、二つは慣習村民の居住区、残る一つは Br. Pande と呼ばれ、慣習法に違反した村民の追放ないし避難所として機能する区域である。後者には慣習村外からの来住も可能であるが、その場合、戸数に制限が加えられる。この Banjar のメンバーの中には村役の末席( Nande Mangku & Nande Ubuk )を付与され慣習村用達の生活物資等の製作・供給を行なってきた。 Br. Kauh · Br. Tengah の居住者は自己を "A-sli ( 先住民、土着民 ) と規定している。これは觀念としてのみ重視されるが、ただちに史実を反映したものとは解釈しがたい。

④ Woondorf は 530m × 205m の規模で、 Kaja-Kelod 方向に長軸をもつ長方形をなす。内装された三つの Banjar は類似の構えをもっている。かなり高度な土地条件評価・測量および土地造成技術に裏打ちされたものである。ドミナントな宅地割は存在せず、屋敷列はほど間口 10m × 奥行 17m 程度に等分されている。

⑤ Br. Pande の宅地内における 分棟配置と建築の様式は他の二つの Banjar とは若干くなっている。Banjar を構成する三分画

化した官吏になっていった。

②しかしブパティは同時に volkshoofd(人民の首長)であり続けることがオランダによって強制され、ブパティ位世襲原則が保持された。

③オランダは、人民はブパティに忠誠であり、ブパティはオランダに忠誠であるという二重の虚構の上に立って、遅れたインドネシアの発展という植民地支配正当化原理の実践においてブパティに要の位置を与えた。

④したがって、独立を主張し、volksleider(人民の指導者)を自称する民族主義者に対

しては、ブパティは単なる官吏ではなく、いわば political chief であることを強いられた。

⑤他方、権力機構内部における彼らの比重は、脱後見政策などオランダの言う自治政策にもかかわらず、低下し、彼らはオランダへの従属を深めた。

⑥とは言え、原住民官吏は突出した高学歴集団であり、また、本質的内容に欠けるものであったとしても、行政と議会という近代国家の運営の方法に通じている唯一の集団であった。

## 《自由研究発表》

### バリ島のテンガナン — その儀礼的空間

先回の報告(『形態と象徴』—バリ島における集落プランの研究, 於慶大)においてテンガナンの Woondorf プランについての言及は充分ではなかった。本発表では通説をふまえつつ、現段階であきらかにしえた諸点について報告した。

【資料】現地調査データおよびKorn, V, E (1932)・Udayana 大(1973)による民族誌的研究の成果

【分析結果の概要】① Tenganan Pegring-singan 優習村( Bali 島東部)域内に他村の飛地・共用地あり。Woondorf は Pandek 川左岸の段丘上にあり、Pasedahan 村との村境に接する。本村は Mangis 郡内外の諸集落との間で複雑な寺院システムを形成する。祭祀センターである Bale Agung に関しては、近隣の三ヶ村( Pekarangan·Kastela·Ngis )にまたがる勢力圏をもっている。以上の事から本村の独立性を主張することは失当といえよう。

② 優習村の村落祭祀は Sanghyang 階層に属する Mangku を中心に営なまれているが、月例祭 Upacara Sasih の中には外来系住民 Wong Angendog ( Pandes · Pasek · Bendesa 階層 ) と観念された Pande ( 不在 ) 、 Bendesa が司祭をつとめるもの( 11 · 12 月例祭 ) がある。世俗的な面では Pasek ( Ngis 村出身者に限られる ) が Mangku と並び 優

小川都弘

習村における村役の主席にランクづけられている。

③かかる異文合体の様相は Woondorf の形態にも顕現している。すなわち、これを構成する三つの Banjar のうち、二つは慣習村民の居住区、残る一つは Br. Pande と呼ばれ、慣習法に違反した村民の追放ないし避難所として機能する区域である。後者には慣習村外からの来住も可能であるが、その場合、戸数に制限が加えられる。この Banjar のメンバーの中には村役の末席( Nande Mangku & Nande Ubuk )を付与され慣習村用達の生活物資等の製作・供給を行なってきた。 Br. Kauh · Br. Tengah の居住者は自己を "A-sli ( 先住民、土着民 ) と規定している。これは観念としてのみ重視されるが、ただちに史実を反映したものとは解釈しがたい。

④ Woondorf は 530m × 205m の規模で、 Kaja-Kelod 方向に長軸をもつ長方形をなす。内装された三つの Banjar は類似の構えをもっている。かなり高度な土地条件評価・測量および土地造成技術に裏打ちされたものである。ドミナントな宅地割は存在せず、屋敷列はほど間口 10m × 奥行 17m 程度に等分されている。

⑤ Br. Pande の宅地内における 分棟配置と建築の様式は他の二つの Banjar とは若干くなっている。Banjar を構成する三分画

(Teba・Karangan・Awangan)の中で最も特異な点は、そのAwangan(幅員10m)が他のBanjarの1/2以下にとどまっていることである。しかもBanjarの南部では寺院や住居の突出によりその幅員は5mたらばにせばめられ、もはやAwanganは通路としての機能しえなくなっている。この事実は前回の報告との関連でいえば、Awanganが神聖な道路状広場から単なる通路へと変化しうる可能性をもっているということであろう。

⑥バリ族の観念から判断すると場所的にBr. Kauh(男の側・Tengen)、Br. Tengah(女の側・Kiwa)という図式が成立する。し

かし、Trunyan村において知られるTengen & Kiwa カースト間の居住地の分離はテシガナンのWoondorfにおいては認めがたい。同様のこととはAwanganをはさんで対面する二つの屋敷列の場合についてもいえる。従って、本村の場合、そのWoondorfの平面形と取出して、レヴィ・ストロースモデルに従った解釈を加えたとしても、あまりみのりのあるものとはならないであろう。むしろ社会的表象をさぐる手段としては、現在の政治・宗教的運動との関連で、村章の分析を試みて見る必要があるかもしれない。

### SPAFA シュリーヴィジャヤ研究集会報告

伊東照司

昭和58年3月29日より4月11日まで、タイ国にて、表題の研究会 Spafa, consultative Workshop on Archaeological and Environmental Studies on Srivijayaが開催され、その会に出席させていただいた報告である。唐代より宋代にかけて繁栄していたシュリーヴィジャヤ国の位置を中心とする研究会で、今回はその第3回目の開催にあたる。その前2回までがインドネシアでおこなわれ、今度はタイ国にて、特にタイ国南部のシュリーヴィジャヤの遺跡と美術が重要視された。

研究発表の部で特に注目されたのは、タイ国南部のチャイヤー遺跡の重要性にある。すなわち、最近にその近くのリエム・ポー岬をタイ芸術局が発掘し、唐代の中国貨幣をはじめとし、ほとんど9世紀の中国陶器が発見されている。そこで、この地が当時の重要な海港の跡であったのではなかろうか、と考えられた。また、最近に、チャイヤーに残る仏教

寺院跡、ワット・ケウ寺やワット・ローン寺の発掘や整備がなされた。特にワット・ケウ寺の建築には、チャムやインドネシア建築との類似性が指摘された。また、このチャイヤーの名称についての考察は、この名が本来、菩提樹という意味から由来しており、このチャイヤーの地における、かっての菩提樹信仰の跡を暗示しているように思われる。

チャイヤーのほかには、ソンクラの北にあるサティンプラの遺跡が、今後重要視される。この地より出土した大乗仏教の菩薩像などのコレクションは、ソンクラのワット・マティマワス寺に保存され、今後の重要な研究資料となる。また、次にパッタニーの南のヤランの都市跡も、今後の重要な遺跡として、発掘がまたれる。いずれにせよ、タイ国南部のシュリーヴィジャヤ研究は、依然としてチャイヤーがその中心として重要視されている。

### 宋代のベトナムを記述した范成大、周去非、趙汝适の对外姿勢

山内正博

宋代のベトナム(交趾→南平→安南)については、いわゆる公的な記録のほかに、とくに著名な個人的記録として范成大の《桂海虞衡志》(1175年撰)、周去非の《嶺外代答》(1178年撰)、趙汝适の《諸蕃志》(1225年撰)の三種があり、ベトナム人も中国人も人

間として全く変りがない、とした范成大の基本姿勢は他の二者にも継承されるとはいえ、仔細に検討すると、三者三様に異なったそれぞれの独自の立場が語られる。

南宋の使節として金国に赴き、その宫廷で死を賭して從來の外交慣例を改定させた范成

(Teba・Karangan・Awangan)の中で最も特異な点は、そのAwangan(幅員10m)が他のBanjarの1/2以下にとどまっていることである。しかもBanjarの南部では寺院や住居の突出によりその幅員は5mたらばにせばめられ、もはやAwanganは通路としての機能しえなくなっている。この事実は前回の報告との関連でいえば、Awanganが神聖な道路状広場から単なる通路へと変化しうる可能性をもっているということであろう。

⑥バリ族の観念から判断すると場所的にBr. Kauh(男の側・Tengen)、Br. Tengah(女の側・Kiwa)という図式が成立する。し

かし、Trunyan村において知られるTengen & Kiwa カースト間の居住地の分離はテシガナンのWoondorfにおいては認めがたい。同様のこととはAwanganをはさんで対面する二つの屋敷列の場合についてもいえる。従って、本村の場合、そのWoondorfの平面形と取出して、レヴィ・ストロースモデルに従った解釈を加えたとしても、あまりみのりのあるものとはならないであろう。むしろ社会的表象をさぐる手段としては、現在の政治・宗教的運動との関連で、村章の分析を試みて見る必要があるかもしれない。

### SPAFA シュリーヴィジャヤ研究集会報告

伊東照司

昭和58年3月29日より4月11日まで、タイ国にて、表題の研究会 Spafa, consultative Workshop on Archaeological and Environmental Studies on Srivijayaが開催され、その会に出席させていただいた報告である。唐代より宋代にかけて繁栄していたシュリーヴィジャヤ国の位置を中心とする研究会で、今回はその第3回目の開催にあたる。その前2回までがインドネシアでおこなわれ、今度はタイ国にて、特にタイ国南部のシュリーヴィジャヤの遺跡と美術が重要視された。

研究発表の部で特に注目されたのは、タイ国南部のチャイヤー遺跡の重要性にある。すなわち、最近にその近くのリエム・ポー岬をタイ芸術局が発掘し、唐代の中国貨幣をはじめとし、ほとんど9世紀の中国陶器が発見されている。そこで、この地が当時の重要な海港の跡であったのではなかろうか、と考えられた。また、最近に、チャイヤーに残る仏教

寺院跡、ワット・ケウ寺やワット・ローン寺の発掘や整備がなされた。特にワット・ケウ寺の建築には、チャムやインドネシア建築との類似性が指摘された。また、このチャイヤーの名称についての考察は、この名が本来、菩提樹という意味から由来しており、このチャイヤーの地における、かっての菩提樹信仰の跡を暗示しているように思われる。

チャイヤーのほかには、ソンクラの北にあるサティンプラの遺跡が、今後重要視される。この地より出土した大乗仏教の菩薩像などのコレクションは、ソンクラのワット・マティマワス寺に保存され、今後の重要な研究資料となる。また、次にパッタニーの南のヤランの都市跡も、今後の重要な遺跡として、発掘がまたれる。いずれにせよ、タイ国南部のシュリーヴィジャヤ研究は、依然としてチャイヤーがその中心として重要視されている。

### 宋代のベトナムを記述した范成大、周去非、趙汝适の对外姿勢

山内正博

宋代のベトナム(交趾→南平→安南)については、いわゆる公的な記録のほかに、とくに著名な個人的記録として范成大の《桂海虞衡志》(1175年撰)、周去非の《嶺外代答》(1178年撰)、趙汝适の《諸蕃志》(1225年撰)の三種があり、ベトナム人も中国人も人

間として全く変りがない、とした范成大の基本姿勢は他の二者にも継承されるとはいえ、仔細に検討すると、三者三様に異なったそれぞれの独自の立場が語られる。

南宋の使節として金国に赴き、その宫廷で死を賭して從來の外交慣例を改定させた范成

(Teba・Karangan・Awangan)の中で最も特異な点は、そのAwangan(幅員10m)が他のBanjarの1/2以下にとどまっていることである。しかもBanjarの南部では寺院や住居の突出によりその幅員は5mたらばにせばめられ、もはやAwanganは通路としての機能しえなくなっている。この事実は前回の報告との関連でいえば、Awanganが神聖な道路状広場から単なる通路へと変化しうる可能性をもっているということであろう。

⑥バリ族の観念から判断すると場所的にBr. Kauh(男の側・Tengen)、Br. Tengah(女の側・Kiwa)という図式が成立する。し

かし、Trunyan村において知られるTengen & Kiwa カースト間の居住地の分離はテシガナンのWoondorfにおいては認めがたい。同様のこととはAwanganをはさんで対面する二つの屋敷列の場合についてもいえる。従って、本村の場合、そのWoondorfの平面形と取出して、レヴィ・ストロースモデルに従った解釈を加えたとしても、あまりみのりのあるものとはならないであろう。むしろ社会的表象をさぐる手段としては、現在の政治・宗教的運動との関連で、村章の分析を試みて見る必要があるかもしれない。

### SPAFA シュリーヴィジャヤ研究集会報告

伊東照司

昭和58年3月29日より4月11日まで、タイ国にて、表題の研究会 Spafa, consultative Workshop on Archaeological and Environmental Studies on Srivijayaが開催され、その会に出席させていただいた報告である。唐代より宋代にかけて繁栄していたシュリーヴィジャヤ国の位置を中心とする研究会で、今回はその第3回目の開催にあたる。その前2回までがインドネシアでおこなわれ、今度はタイ国にて、特にタイ国南部のシュリーヴィジャヤの遺跡と美術が重要視された。

研究発表の部で特に注目されたのは、タイ国南部のチャイヤー遺跡の重要性にある。すなわち、最近にその近くのリエム・ポー岬をタイ芸術局が発掘し、唐代の中国貨幣をはじめとし、ほとんど9世紀の中国陶器が発見されている。そこで、この地が当時の重要な海港の跡であったのではなかろうか、と考えられた。また、最近に、チャイヤーに残る仏教

寺院跡、ワット・ケウ寺やワット・ローン寺の発掘や整備がなされた。特にワット・ケウ寺の建築には、チャムやインドネシア建築との類似性が指摘された。また、このチャイヤーの名称についての考察は、この名が本来、菩提樹という意味から由来しており、このチャイヤーの地における、かっての菩提樹信仰の跡を暗示しているように思われる。

チャイヤーのほかには、ソンクラの北にあるサティンプラの遺跡が、今後重要視される。この地より出土した大乗仏教の菩薩像などのコレクションは、ソンクラのワット・マティマワス寺に保存され、今後の重要な研究資料となる。また、次にパッタニーの南のヤランの都市跡も、今後の重要な遺跡として、発掘がまたれる。いずれにせよ、タイ国南部のシュリーヴィジャヤ研究は、依然としてチャイヤーがその中心として重要視されている。

### 宋代のベトナムを記述した范成大、周去非、趙汝适の对外姿勢

山内正博

宋代のベトナム(交趾→南平→安南)については、いわゆる公的な記録のほかに、とくに著名な個人的記録として范成大の《桂海虞衡志》(1175年撰)、周去非の《嶺外代答》(1178年撰)、趙汝适の《諸蕃志》(1225年撰)の三種があり、ベトナム人も中国人も人

間として全く変りがない、とした范成大の基本姿勢は他の二者にも継承されるとはいえ、仔細に検討すると、三者三様に異なったそれぞれの独自の立場が語られる。

南宋の使節として金国に赴き、その宫廷で死を賭して從來の外交慣例を改定させた范成

大は、その後桂州に帥となった時にも、ベトナムの使節に対してそれまでの無原則な優遇措置を改め、独立国としての分に応じた儀礼を要求した。一見して厳しいその要求にもベトナムの使節は納得し、それは両国の友好の維持に寄与した。その姿勢を支える柱にそれなりの理想主義が息づいていたためである。

范成大が帥を辞した直後に桂州に通判として赴任した周去非は、通判というその立場もあって、洞察は既に現実主義的であったが、その記述の中の“偽”の字の散在に見られるように、ベトナムは本来は中国の領域なのだ、という認識があり、このことがむしろ道里や県鎮、また制度についての詳細かつ正確な描写を促したものとも判断される。この点で范とは全く対置する姿勢にあったわけである。

范、周の両者から半世紀ほど遅れてベトナムを記述した趙汝适の場合は、泉州での対外貿易の責任者であった関係からも、前二者の対立する見解には深入りせず、一般的かつ傍観的な見解の表明に終始するが、その姿勢の根幹には支配者の趙氏の一族であるという身分上の制約があったようにも見受けられる。

周知のようにベトナムが中国から独立して

## 古代ジャワ文学におけるスタソーマ物語

ヒンドゥ・ジャワ文化の本質を認識するためには、個々の事象についての多角的研究、とくに古ジャワ語文献の比較的・発展史的研究が不可欠である。

14世紀後半マジャバイト朝の詩人タントゥラルの手に成る古ジャワ語の叙事詩スタソーマ(S<sub>k</sub>)は、その主題をインドのスタソーマの物語に依拠している。インドにおいて、ブッダの前生物語として発達したスタソーマ物語は、その伝承の過程で、主人公スタソーマの行動を中心とする系統(A)と、彼に調伏される人食い王の言動をも増補した系統(B)の二系統に展開している。S<sub>k</sub>は系統Bに依拠しており、とりわけパーリ語スタソーマ・ジャータカ(M. 537)と3点で緊密な一致を示す。

S<sub>k</sub>の作者自身がS<sub>k</sub>の典拠として名を挙げ

自らを意識し、国号を大越と称してからほどなく、儂智高を遠因とする宋一大越間の軍事衝突があった。この事件は上記の三者にとって一世紀以上も前のことであるが、直接その問題に関わった王安石とそれを批判した司馬光との対立が、その三者の記述に微妙に作用していることは重要である。しかもこのことは1180年に《四朝正史志》を完成した李衡と1186年に《四朝国史列伝》を完成した洪邁との意識の相違に関連するばかりでなく、ベトナムの史書である《大越史記》の編纂にもまた影響を与えたことが推察される。

つまり宋代の政界を二分した王安石：范成大：洪邁の理想主義の線と司馬光：周去非：李衡の現実主義の線との相克が、このベトナムの記述を通じて現象化されるわけで、改めて宋代の資料の読みとりの難しさが痛感されるが、この文脈から、《文献通考》と《宋史》との関係、《大越史記》と《安南志略》との関係などが、編纂者の意識の在り方と共に、構造上の課題として提起されることになる。

それでは上記の二つの線に対し枠外に超然とした趙の記述がどのような意味をもつのか？ その一端は次の CISCHAANで報告される。

## 青山亨

たboddhakawyaについて、S<sub>k</sub>のモデルたるある未知の文献とみる説と、仏教的物語の総称とみる説が対立する。インドにおけるスタソーマ物語の発展史からは前者の説くような物語型を想定することは困難である。ゆえに後者に従い、S<sub>k</sub>はスタソーマ・ジャータカを基本的テーマとして採用しつつ、作者独自の意図にそった諸モティーフの插入によって成立したと考えるのが妥当である。なお、ボロブドゥール浮彫中のスタソーマ物語は系統Aに属し、S<sub>k</sub>の直接的典拠とはなりえない。

スタソーマ物語は当時のジャワに広く流布したものらしく、マジャバイト朝末期になって成立した散文物語集チャンタカ・パルワにも収められている(S<sub>cp</sub>)。S<sub>cp</sub>は基本的にS<sub>k</sub>の逐語的縮約版であるが、いくつかの顕著な相違を示す。第一に、S<sub>k</sub>の美文詩的・教

大は、その後桂州に帥となった時にも、ベトナムの使節に対してそれまでの無原則な優遇措置を改め、独立国としての分に応じた儀礼を要求した。一見して厳しいその要求にもベトナムの使節は納得し、それは両国の友好の維持に寄与した。その姿勢を支える柱にそれなりの理想主義が息づいていたためである。

范成大が帥を辞した直後に桂州に通判として赴任した周去非は、通判というその立場もあって、洞察は既に現実主義的であったが、その記述の中の“偽”の字の散在に見られるように、ベトナムは本来は中国の領域なのだ、という認識があり、このことがむしろ道里や県鎮、また制度についての詳細かつ正確な描写を促したものとも判断される。この点で范とは全く対置する姿勢にあったわけである。

范、周の両者から半世紀ほど遅れてベトナムを記述した趙汝适の場合は、泉州での対外貿易の責任者であった関係からも、前二者の対立する見解には深入りせず、一般的かつ傍観的な見解の表明に終始するが、その姿勢の根幹には支配者の趙氏の一族であるという身分上の制約があったようにも見受けられる。

周知のようにベトナムが中国から独立して

## 古代ジャワ文学におけるスタソーマ物語

ヒンドゥ・ジャワ文化の本質を認識するためには、個々の事象についての多角的研究、とくに古ジャワ語文献の比較的・発展史的研究が不可欠である。

14世紀後半マジャバイト朝の詩人タントゥラルの手に成る古ジャワ語の叙事詩スタソーマ(S<sub>k</sub>)は、その主題をインドのスタソーマの物語に依拠している。インドにおいて、ブッダの前生物語として発達したスタソーマ物語は、その伝承の過程で、主人公スタソーマの行動を中心とする系統(A)と、彼に調伏される人食い王の言動をも増補した系統(B)の二系統に展開している。S<sub>k</sub>は系統Bに依拠しており、とりわけパーリ語スタソーマ・ジャータカ(M. 537)と3点で緊密な一致を示す。

S<sub>k</sub>の作者自身がS<sub>k</sub>の典拠として名を挙げ

自らを意識し、国号を大越と称してからほどなく、儂智高を遠因とする宋一大越間の軍事衝突があった。この事件は上記の三者にとって一世紀以上も前のことであるが、直接その問題に関わった王安石とそれを批判した司馬光との対立が、その三者の記述に微妙に作用していることは重要である。しかもこのことは1180年に《四朝正史志》を完成した李衡と1186年に《四朝国史列伝》を完成した洪邁との意識の相違に関連するばかりでなく、ベトナムの史書である《大越史記》の編纂にもまた影響を与えたことが推察される。

つまり宋代の政界を二分した王安石：范成大：洪邁の理想主義の線と司馬光：周去非：李衡の現実主義の線との相克が、このベトナムの記述を通じて現象化されるわけで、改めて宋代の資料の読みとりの難しさが痛感されるが、この文脈から、《文献通考》と《宋史》との関係、《大越史記》と《安南志略》との関係などが、編纂者の意識の在り方と共に、構造上の課題として提起されることになる。

それでは上記の二つの線に対し枠外に超然とした趙の記述がどのような意味をもつのか？ その一端は次の CISCHAANで報告される。

## 青山亨

たboddhakawyaについて、S<sub>k</sub>のモデルたるある未知の文献とみる説と、仏教的物語の総称とみる説が対立する。インドにおけるスタソーマ物語の発展史からは前者の説くような物語型を想定することは困難である。ゆえに後者に従い、S<sub>k</sub>はスタソーマ・ジャータカを基本的テーマとして採用しつつ、作者独自の意図にそった諸モティーフの插入によって成立したと考えるのが妥当である。なお、ボロブドゥール浮彫中のスタソーマ物語は系統Aに属し、S<sub>k</sub>の直接的典拠とはなりえない。

スタソーマ物語は当時のジャワに広く流布したものらしく、マジャバイト朝末期になって成立した散文物語集チャンタカ・パルワにも収められている(S<sub>cp</sub>)。S<sub>cp</sub>は基本的にS<sub>k</sub>の逐語的縮約版であるが、いくつかの顕著な相違を示す。第一に、S<sub>k</sub>の美文詩的・教

理的性格は薄れ、より物語的・倫理的性格を帯びる。第二に、*Scp* に見られる作中人物による物語りといった枠物語的重層構造はすっかり解体され、時間の流れにそった地の文に配列しなおされて単線的構造をとる。さらに *Scp* はそのセリフ部において人称代名詞を現代ジャワ語の用法で使用するという言語的

特徴をもつ。

これらの特徴は、*Scp* が、ワヤンに代表されるジャワ文化特有のパフォーマンスの隆盛を反映して、*Scp* をそのようなパフォーマンスのための荒筋に改変した結果である可能性を示唆している。

## オランダ東インド会社の植民地支配と18世紀プリアンガン社会の変化 — コーヒー栽培を通じて —

西部ジャワ・プリアンガン地方社会における18世紀は、重要な転換期である。すなわち、同社会の以後のありかたを規定する3つの大きな要因：オランダによる本格的な植民地支配、欧州市場向け作物であるコーヒーの大量生産、主要な食糧生産の水田稻作化（焼畑稻作より移行）、が現われた。そして同地方における植民地支配下の社会変容の起点もまた、この時期に求められる。発表では、コーヒー栽培を中心とした義務労役の賦課方法における変化について考察した。

18世紀のプリアンガン地方において、コーヒー栽培は住民に課される主要な義務労役であった。同地方のコーヒー生産の大部分は、レヘント（現地人首長）支配下の住民の義務労役によって行なわれた。この傾向は、同世纪後半に特に顕著となった。

一方、同地方における水田の拡大は18世紀後半に本格化した。水田化は支配層の行なう大規模な開墾と住民の行なう開墾とによって進行した。この結果支配層の占有する水田と住民の占有する水田が存在した。

以上を前提として、18世紀終りから19世紀初めにおける労役・貢納の賦課方式について検討すると、賦課方式には2種の形態が認められる。すなわち一方に、焼畑が主要な生産形態であった時代の方式が依然として存在し、

## タバコ栽培とジャワ農民

19世紀後半以降、ジャワではヨーロッパ市場向けのタバコ栽培が盛行した。報告では、その最大の中心地であるブスキ州を例に、そ

大橋厚子

これが一般の住民に適用されていたと考えられる。この方式の労役・貢納の賦課単位は人間であり、その賦課基準として、水田の占有の有無および耕作する耕地の種類の別が問題とされることとはなかった。

他方、これに対して支配層占有田の耕作者には、占有田の耕作を前提として、前者と異なる内容の労役・貢納が賦課されていた。これは水田の土地権を媒介とした新しい労役・貢納賦課の方式であると判断される。

この土地権に基づく業務労役賦課方式は、プリアンガン地方において水田の拡大とともに成立したと考えられる。しかし既に18世紀の終りまでに、この賦課方式による業務労役は、コーヒー生産の場において無視できない存在となった。支配層占有田の耕作者は、1785年よりコーヒー栽培義務労役を正規に賦課された。そしてこのことは、1790年代におけるコーヒーの飛躍的増産の一因となった。

ところで、19世紀半ばの同地方には、一定面積の耕地（主に水田）占有を基準として、コーヒー栽培他の業務労役を住民に賦課する規定が存在する。18世紀の支配層占有田に見られる業務労役賦課方式について、この19世紀半ばの規定の前期的形態としての位置づけが考えられる。

植村泰夫

の展開が農村経済において如何なる意味を有したのかを検討した。

1870年代から急伸したブスキタバコの生産

理的性格は薄れ、より物語的・倫理的性格を帯びる。第二に、*Scp* に見られる作中人物による物語りといった枠物語的重層構造はすっかり解体され、時間の流れにそった地の文に配列しなおされて単線的構造をとる。さらに *Scp* はそのセリフ部において人称代名詞を現代ジャワ語の用法で使用するという言語的

特徴をもつ。

これらの特徴は、*Scp* が、ワヤンに代表されるジャワ文化特有のパフォーマンスの隆盛を反映して、*Scp* をそのようなパフォーマンスのための荒筋に改変した結果である可能性を示唆している。

## オランダ東インド会社の植民地支配と18世紀プリアンガン社会の変化 — コーヒー栽培を通じて —

西部ジャワ・プリアンガン地方社会における18世紀は、重要な転換期である。すなわち、同社会の以後のありかたを規定する3つの大きな要因：オランダによる本格的な植民地支配、欧州市場向け作物であるコーヒーの大量生産、主要な食糧生産の水田稻作化（焼畑稻作より移行）、が現われた。そして同地方における植民地支配下の社会変容の起点もまた、この時期に求められる。発表では、コーヒー栽培を中心とした義務労役の賦課方法における変化について考察した。

18世紀のプリアンガン地方において、コーヒー栽培は住民に課される主要な義務労役であった。同地方のコーヒー生産の大部分は、レヘント（現地人首長）支配下の住民の義務労役によって行なわれた。この傾向は、同世纪後半に特に顕著となった。

一方、同地方における水田の拡大は18世紀後半に本格化した。水田化は支配層の行なう大規模な開墾と住民の行なう開墾とによって進行した。この結果支配層の占有する水田と住民の占有する水田が存在した。

以上を前提として、18世紀終りから19世紀初めにおける労役・貢納の賦課方式について検討すると、賦課方式には2種の形態が認められる。すなわち一方に、焼畑が主要な生産形態であった時代の方式が依然として存在し、

## タバコ栽培とジャワ農民

19世紀後半以降、ジャワではヨーロッパ市場向けのタバコ栽培が盛行した。報告では、その最大の中心地であるブスキ州を例に、そ

大橋厚子

これが一般の住民に適用されていたと考えられる。この方式の労役・貢納の賦課単位は人間であり、その賦課基準として、水田の占有の有無および耕作する耕地の種類の別が問題とされることとはなかった。

他方、これに対して支配層占有田の耕作者には、占有田の耕作を前提として、前者と異なる内容の労役・貢納が賦課されていた。これは水田の土地権を媒介とした新しい労役・貢納賦課の方式であると判断される。

この土地権に基づく業務労役賦課方式は、プリアンガン地方において水田の拡大とともに成立したと考えられる。しかし既に18世紀の終りまでに、この賦課方式による業務労役は、コーヒー生産の場において無視できない存在となった。支配層占有田の耕作者は、1785年よりコーヒー栽培義務労役を正規に賦課された。そしてこのことは、1790年代におけるコーヒーの飛躍的増産の一因となった。

ところで、19世紀半ばの同地方には、一定面積の耕地（主に水田）占有を基準として、コーヒー栽培他の業務労役を住民に賦課する規定が存在する。18世紀の支配層占有田に見られる業務労役賦課方式について、この19世紀半ばの規定の前期的形態としての位置づけが考えられる。

植村泰夫

の展開が農村経済において如何なる意味を有したのかを検討した。

1870年代から急伸したブスキタバコの生産

理的性格は薄れ、より物語的・倫理的性格を帯びる。第二に、*Scp* に見られる作中人物による物語りといった枠物語的重層構造はすっかり解体され、時間の流れにそった地の文に配列しなおされて単線的構造をとる。さらに *Scp* はそのセリフ部において人称代名詞を現代ジャワ語の用法で使用するという言語的

特徴をもつ。

これらの特徴は、*Scp* が、ワヤンに代表されるジャワ文化特有のパフォーマンスの隆盛を反映して、*Scp* をそのようなパフォーマンスのための荒筋に改変した結果である可能性を示唆している。

## オランダ東インド会社の植民地支配と18世紀プリアンガン社会の変化 — コーヒー栽培を通じて —

西部ジャワ・プリアンガン地方社会における18世紀は、重要な転換期である。すなわち、同社会の以後のありかたを規定する3つの大きな要因：オランダによる本格的な植民地支配、欧州市場向け作物であるコーヒーの大量生産、主要な食糧生産の水田稻作化（焼畑稻作より移行）、が現われた。そして同地方における植民地支配下の社会変容の起点もまた、この時期に求められる。発表では、コーヒー栽培を中心とした義務労役の賦課方法における変化について考察した。

18世紀のプリアンガン地方において、コーヒー栽培は住民に課される主要な義務労役であった。同地方のコーヒー生産の大部分は、レヘント（現地人首長）支配下の住民の義務労役によって行なわれた。この傾向は、同世纪後半に特に顕著となった。

一方、同地方における水田の拡大は18世紀後半に本格化した。水田化は支配層の行なう大規模な開墾と住民の行なう開墾とによって進行した。この結果支配層の占有する水田と住民の占有する水田が存在した。

以上を前提として、18世紀終りから19世紀初めにおける労役・貢納の賦課方式について検討すると、賦課方式には2種の形態が認められる。すなわち一方に、焼畑が主要な生産形態であった時代の方式が依然として存在し、

## タバコ栽培とジャワ農民

19世紀後半以降、ジャワではヨーロッパ市場向けのタバコ栽培が盛行した。報告では、その最大の中心地であるブスキ州を例に、そ

大橋厚子

これが一般の住民に適用されていたと考えられる。この方式の労役・貢納の賦課単位は人間であり、その賦課基準として、水田の占有の有無および耕作する耕地の種類の別が問題とされることとはなかった。

他方、これに対して支配層占有田の耕作者には、占有田の耕作を前提として、前者と異なる内容の労役・貢納が賦課されていた。これは水田の土地権を媒介とした新しい労役・貢納賦課の方式であると判断される。

この土地権に基づく業務労役賦課方式は、プリアンガン地方において水田の拡大とともに成立したと考えられる。しかし既に18世紀の終りまでに、この賦課方式による業務労役は、コーヒー生産の場において無視できない存在となった。支配層占有田の耕作者は、1785年よりコーヒー栽培義務労役を正規に賦課された。そしてこのことは、1790年代におけるコーヒーの飛躍的増産の一因となった。

ところで、19世紀半ばの同地方には、一定面積の耕地（主に水田）占有を基準として、コーヒー栽培他の業務労役を住民に賦課する規定が存在する。18世紀の支配層占有田に見られる業務労役賦課方式について、この19世紀半ばの規定の前期的形態としての位置づけが考えられる。

植村泰夫

の展開が農村経済において如何なる意味を有したのかを検討した。

1870年代から急伸したブスキタバコの生産

は、ヨーロッパ人経営のタバコ企業が住民の水田を借り上げ、そこで土地占有者自身が7月～12月の乾季にタバコを作り、あらかじめ定められた価格で企業に収穫葉を提供するという形態が基本であった。しかし、同時に土地占有者が自らタバコ作にあたらず、非土地占有者に一部分を「小作」させるという方式も当初より存在し、初めは無料だった「小作」料がヨーロッパ向け栽培の発展とともに次第に有料化する傾向にあった。

以上のようなタバコ栽培は、砂糖キビなどの場合のように在来の住民農業を破壊することがないので、一般にはこの地方の農民経済を上昇発展させる要因となった。そして、そ

れゆえにこの地方への人口流入の要因となり、新開地の拡大をもたらした。しかし、同時にこの人口流入は既墾農地の細分化にもつながり、このことによって当時の商品経済の進展の中で農民層の分解が促進されたのである。かくして土地を集積した地主層は、没落した非占有農民や新たに流入して来る者を労働力として、地主経営を展開するに至る。先に見た「小作」料の有料化は、タバコ栽培という商業的農業の展開を契機として、地主経営が確立してゆくことを表現するものであった。  
(詳細は、拙稿「タバコ栽培とブスキ農村」『南方文化』10輯掲載予定を参照されたい。)

### 会長選挙に関するお知らせ

現代行会長の任期は、今秋の総会当日で満了となりますので、「東南アジア史学会役員選出規則」によって選挙を実施致します。この選出規則の第3条4項には「選挙権及び被選挙権を有する者は会費を完納した会員とする」とありますので、今回は57年度までの会費を納めた会員が、これに相当することになります。会費未納の方は同封致しました「会費納入の御依頼」により納入状況を御確認のうえ10月末日までに御送金下さい様お願い申し上げます。10月末でこれを締切り、選挙人名簿を作成して、投票用紙と共にお送り致します。

投票は11月23日締切りとし、会長候補者選考委員7名を選挙していただくものです。この7名より成る委員会が会長候補者を選考し、最終的には12月4日の総会で会長を決定いたします。なお、これらの選挙事務を担当する選挙管理委員5名を前記「役員選出規制」第3条1項にもとづき次の諸氏にお願いすることになりましたので、お知らせ致します。

明石陽至・伊東利勝・大木昌・梶山勝・楢木瑞生

### 秋季研究大会のお知らせ

東南アジア史学会第30回秋季研究大会は、12月3日(土)4日(日)の両日、東京大学教養学部(駒場)で開催されることになりました。現在大会委員を中心に準備を進めております。本大会で研究発表を希望される方は10月26日までに学会事務局(愛知大学)へ書面にてお知らせ下さい。

### 学会誌編集状況

『東南アジア—歴史と文化』No.13の原稿は順調に集まっており、58年9月末日に投稿を締切り、10月上旬に編集委員会を開く予定です。編集の事務連絡先は  
〒108 東京都港区港南4-5-7 東京水産大学社会科学研究室 市川健二郎

---

昭和58年10月 発行

発 行 者 東南アジア史学会（藤原利一郎）  
住 所 〒440 愛知県豊橋市町畠町1-1  
愛知大学文学部 伊東利勝研究室  
電 話 <0532>45-0441 内線295・311  
郵便振替 名古屋7-56613 東南アジア史学会

---